

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る
総量削減計画(香川県)(案)【概要】

総量削減計画は、水質汚濁防止法第4条の3の規定に基づき、国の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」に定められた都道府県別の汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量）の削減目標量を達成するために必要な対策を定めるものです。また、総量規制基準は、総量削減計画に基づき、指定地域内事業場（日平均排水量が50立方メートル以上の特定事業場）の排出水の汚濁負荷量について定めるものです。

本県では、昭和54年から6次にわたり、国の総量削減基本方針に基づく総量削減計画を策定し、総量規制等の対策を実施してきました。

このたび、国において平成26年度を目標年度とする新たな総量削減基本方針（平成23年6月15日）が策定されましたので、第7次総量削減計画(香川県)及び総量規制基準の案を作成しました。

(1) 削減の目標

目標年度：平成26年度

汚濁負荷量の削減目標量

(トン/日)

	COD		窒素含有量		りん含有量	
	H26目標	H21実績	H26目標	H21実績	H26目標	H21実績
生活系	11	13	6	7	0.6	0.6
産業系	10	10	12	11	0.4	0.4
その他系	4	4	12	12	0.7	0.7
合 計	25	27	30	30	1.7	1.7

※「削減目標量」とは、目標年度における1日当たりの排出負荷量を目標として設定したものです。

(2) 削減目標量の達成の方途

生活系排水対策は、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を効率的、計画的に促進します。産業系排水対策は、現在の総量規制基準による規制等を継続して実施します。その他、農地から負荷削減対策や畜産排水対策、養殖漁場の環境改善により汚濁負荷量を削減します。

削減目標量の達成の方途

①生活系排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備等 ・その他の生活排水処理施設の整備 ・一般家庭における生活排水対策
②産業系排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・総量規制基準の設定(※) ・総量規制基準の適用されない事業場に対する対策

③他の汚濁発生源に 係る対策	・農地からの負荷削減対策 ・畜産排水対策 ・養殖漁場の環境改善
-------------------	---------------------------------------

(3) その他汚濁負荷量の削減に関し必要な事項

- ・水質浄化事業の推進
- ・干潟等沿岸生態系の保全・回復の促進
- ・水質改善に資する養殖等の取組みの推進
- ・里海づくりの推進
- ・監視体制の整備
- ・教育、啓発等
- ・調査研究体制の整備
- ・中小企業者等への助成措置等